

在宅医療充実体制加算について

当院は厚生労働省が定める基準を満たし 2026 年 6 月より

「在宅医療充実体制加算」を算定しております。

当院は本基準を満たすことで地域への質の高い在宅医療を提供していきます。

施設基準

- 1 人員体制：複数常勤医師による自院単独での 24 時間の連絡・往診体制
- 2 診療実績：年間 30 件以上の緊急往診実績および 30 件以上の看取り実績
- 3 緩和ケア体制：緩和ケア経験を有する常勤医師による診療体制
- 4 オピオイド対応実績；オピオイド注射での症状緩和実績
- 5 重症患者割合：全患者のうち 20%以上を超える重症患者割合
- 6 ICT 連携：在宅医療情報の多職種での共有による診療体制
- 7 教育：研修医教育および見学・研修者の受け入れ実績